

種の保存に関する現状及び課題

令和8年8月
環境省自然環境局野生生物課

0. 種の保存法の体系・検討経緯

種の保存法の施策体系（令和8年8月現在）



（平成4年6月制定・平成5年4月施行）

体系・経緯

場の保全

開発影響

民間等と連携

国・自治体の連携

譲渡し等規制

（我が国に生息する希少種の保護）

- レッドリストの作成
 - レッドデータブックの作成
- 絶滅危惧種3,587種（第4次及び第5次）**

（外国産の希少種の保護）

ワシントン条約附属書 I 掲載種

二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種

希少野生動植物種（第4条第2項）

国内希少野生動植物種（第4条第3項）**458種**

捕獲等の禁止
（第9条）
※2

譲渡し等の禁止
（第12条第1項）
※1,2

販売目的の陳列
広告の禁止
（第17条）

輸出入の禁止
（第15条第1項）
※1

- ※1 特定第一種国内種は適用除外（第12条第1項第2号等）。特定国内種事業として行う場合には届出が必要（第30条）
- ※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制（第9条第2号等）

生息地等保護区の指定（第36条第1項） **10地区指定（1,489ha）**

環境省が指定・管理

保護増殖事業計画（第45条第1項） **79種（亜種を含む。）**

環境省（+各省）が策定（告示）
環境省の保護増殖事業
計画に基づき自治体・民間は確認・認定を受ける

認定希少種保全動植物園等の認定（第48条の4第1項） **27園認定**

認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。

国際希少野生動植物種（第4条第4項）**829種**

譲渡し等の禁止
（第12条第1項）

販売目的の陳列
広告の禁止
（第17条）

輸出入時の承認
の義務付け
（第15条第2項）

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

法第20条に基づく、環境大臣（又は個体等登録機関）の「登録」を受けた場合
（第12条第1項第6号）

象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合
（第12条第1項第4号等）
※特定国際種事業（べっ甲）として行う場合には届出が必要（第33条の2）
※特別国際種事業（象牙）として行う場合には登録が必要（第33条の6）

個体等の取扱規制

生息地保護

保護増殖

動植物園

種の保存法の制定・平成4～25年 主な改正の経緯



○平成4年法律75号（制定）

○平成6年法律第52号（器官及び加工品の規制の追加等）

希少野生動植物種の個体の「器官及びその加工品」についても、譲渡し等の規制の対象とされた。あわせて、個体と同様に登録対象とされた原材料器官等に係る事前登録制度の創設、特定国際種事業制度の創設、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定制度の創設及び当該制度に係る事務を行う指定認定機関の創設が行われた。

○平成15年法律第99号（登録・認定事務を行うことができる者の範囲の拡大等）

登録・認定関係事務を国に代わって行うことができる機関に関して、対象を公益法人に限定せず、一定の基準を満たすものとして国により登録された社に拡大するとともに、当該機関に対する国の関与の見直し等が行われた。

○平成25年法律第37号（罰則の引き上げ及び広告に関する規制の強化）

希少野生動植物種の違法な国内流通に対する罰則について、量刑の上限の引き上げが行われた。
広告についても、陳列と同等に譲渡し等につながる行為であるものとして規制の対象とされた。
登録票の記載事項の変更に係る変更登録及び書換交付の手続、占有者の住所等の変更があった場合の届出並びに登録区分を変更した場合の登録票の返納に関する規定の新設、認定保護増殖事業等を行う場合の譲渡し等に係る規制の特例の追加、目的規定への「生物多様性の確保」の追加が行われた。

種の保存法 平成29年改正の概要



- 平成29年に種の保存法改正を実施し、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、動植物園等を認定する制度の創設、国際希少野生動植物種の個体識別措置の義務付け、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設、科学委員会の法定化等を追加。

改正の必要性

- 我が国の絶滅危惧種の状況を踏まえ、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）を規制対象から除外する種指定の在り方が求められていた。



←水田水路に生息するミヤコタナゴ

草原に生息するヒョウモンモドキ
→



←水田に生息するナゴヤダルマガエル
※写真提供：自然環境研究センター

- 希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

改正内容

- (1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設（第4条第6項等）する。
二次的自然に分布する昆虫類、
魚類、両生類等を想定
✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全
- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設（第48条の4等）し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない（第48条の10）こととする。
- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設（第20条の2）するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける（第20条第2項第4号等）。更に、象牙事業については届出制を登録制とする（第33条の6等）。
- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変（第36条等）、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設（第48条の2等）、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設（第6条）、科学委員会の法定化（第4条第7項）等の改正を行う。

平成29年改正事項の主な施行状況



● 特定第二種国内希少野生動植物種

- ・ これまでに計40種を指定。
(R1 : 3種 R3 : 26種 R4 : 8種 R6 : 3種)
- ・ 小型サンショウウオ類、水生昆虫、二枚貝類、淡水魚など水生動物が大半を占める。



● 国内希少野生動植物種の提案募集制度

- ・ 平成26から運用により実施、平成29に法制化。
- ・ 平成26以降計71種の提案、うち30種を指定。
- ・ なお、提案種のうち9種は絶滅のおそれが高いこと等により指定を見送り、残る種は引き続き情報収集・検討中。



● 科学委員会の法定化

- ・ 複数の分類群の専門家等により構成、指定すべき種について検討。
- ・ 平成30に初開催。以降は例年開催。

● 認定希少種保全動植物園等

- ・ これまでに計27園を認定され、認定園間の譲渡しも実施。

種の保存法 施行状況評価・在り方検討 経緯・概要



- 平成29年（2017年）の改正法附則により、「政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。
- 国内外の動向や本附則の規定を踏まえ、環境省では、令和5～6年度（2023～2024年度）にかけて種の保存法施行状況評価会議を開催し、同法の施行状況について検討・評価した。
- 施行状況を踏まえ、令和7～8年度に種の保存法在り方検討会を開催し、同法の今後の方向性を検討した。

（１）経緯

- H30（2018）.6.1
種の保存法（H29改正法）施行
- R6(2024).3.21～R7(2025).2.26
種の保存法施行状況評価会議 開催
- R7(2025).6.27
種の保存法施行状況評価報告書 公表
- R7(2025).10.14～R8(2026).6.8
種の保存法在り方検討会 開催
 - 各回の主な論点
 - ・第1回：施行状況評価の結果、今後の論点整理及び方向性
 - ・第2回：生息地・生育地の保全
 - ・第3回：認定動植物園、流通管理
 - ・第4回：自治体との連携、生息・生育情報の取扱い
 - ・第5回：報告書骨子
 - ・第6回：報告書（案）
- R8(2026).7.28
種の保存法在り方検討会報告書 公表

（２）種の保存法在り方検討会 検討委員

氏名	所属・役職
石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
石井 実	大阪府立大学 名誉教授 ※第1回のみ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 理事長
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科 教授
寺田 佐恵子	大阪公立大学 農学部緑地環境科学科 助教
原 久美子	公益社団法人日本動物園水族館協会 専務理事
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 自然環境 系生態研究部門 講師
箕輪 さくら	信州大学経法学部 准教授

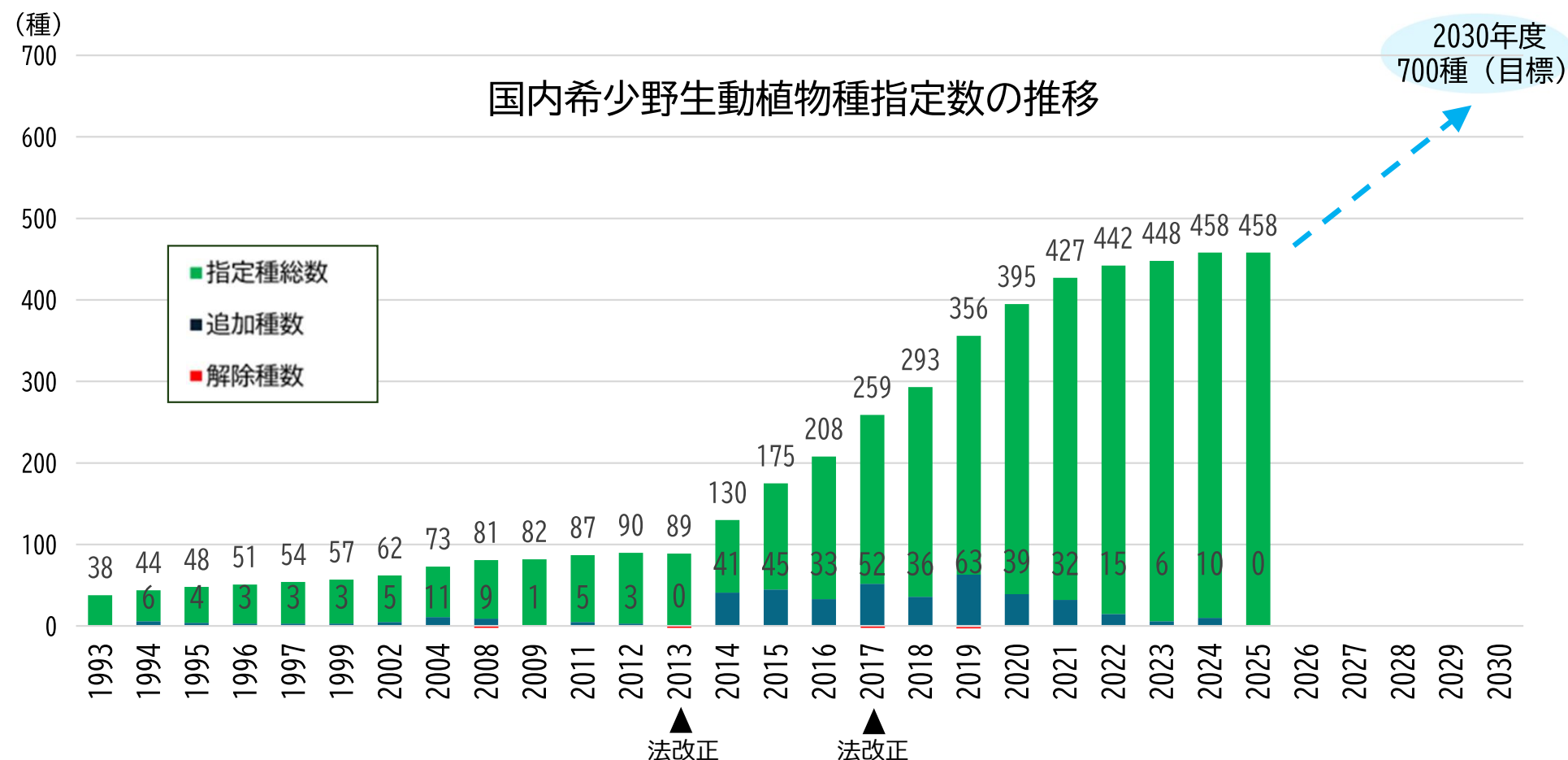
1. 希少種の生息・生育の場の保全について

国内希少野生動植物種の指定状況



現状と課題

- 直近 2 回の法改正の国会附帯決議において、2020年までに300種追加指定（2013年と比較して）、**2030年までに合計700種の指定**が求められた。2020年の目標については2014年～2020年に309種を指定し達成。
- なお、指定又は解除する種について、2014年から国民からの提案募集を開始したところ（2017年改正により法定化）、合計71種の提案があり、うち30種を国内希少種野生動植物に指定した。（再掲）



国内希少野生動植物種の開発行為による減少の背景

現状と課題

- 最新のレッドデータブックをもとに、国内希少野生動植物種の減少要因を整理すると、何らかの開発行為が減少要因とされている国内希少野生動植物種は195種（対象分類群の絶滅危惧種の総数の**60.4%**※1）。
- 遷移の進行を減少要因とする種は、絶滅危惧種全体の**約30%**、特に維管束植物では**60%**を超える。二次的自然の管理不足も主要な減少要因の一つとみられる。

※1 レッドリスト未掲載種及び減少要因が示されていない海洋生物レッドリストの掲載種は、割合の母数となる国内希少種数から除外している。

国内希少野生動植物種における減少要因が開発行為とされている種数と割合

（括弧内の数字は絶滅危惧Ⅰ類の種数及び割合。）

分類群	絶滅危惧種かつ国内希少種の種数	内、減少要因に開発が含まれる種数	絶滅危惧種かつ国内希少種の内、減少要因に開発が含まれる種数の割合
哺乳類	15 (15)	15 (15)	100.0% (100.0%)
鳥類	37 (29)	21 (17)	56.8% (58.6%)
爬虫類	13 (9)	11 (7)	84.6% (77.8%)
両生類	46 (30)	46 (30)	100.0% (100.0%)
淡水魚類	12 (12)	11 (11)	91.7% (91.7%)
昆虫類	53 (40)	31 (24)	58.5% (60.0%)
軟体動物（貝類）	51 (50)	38 (37)	74.5% (74.0%)
その他無脊椎動物	6 (5)	5 (4)	83.3% (80.0%)
維管束植物※2	90 (87)	17 (17)	18.9% (19.5%)
合計（動物）	233 (190)	178 (145)	76.4% (76.3%)
合計（植物）	90 (87)	17 (17)	18.9% (19.5%)
総計	323 (277)	195 (162)	60.4% (58.5%)

※2 最新のレッドリストにおいて減少要因が示されている種のみを集計の対象とした。

生息地等保護区の概要



種の保存法第36条～第41条

国内希少野生動植物種について、その生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、同法に基づき、生息地等保護区を指定することができる。

生息地等保護区

管理地区

産卵地、繁殖地、餌場等特に重要な区域。
以下の行為等が禁止されており、**環境大臣の許可**を要する。許可条件を付することができる。

- ・ 建築物等の新築、増築、改築
- ・ 宅地造成等の土地の形質の変更
- ・ 鉱物の採掘、土石の採取
- ・ 水面の埋立て、干拓
- ・ 河川、湖沼等の水位、水量の変更
- ・ 木竹の伐採 等

立入制限地区等（環境大臣が別途指定）

監視地区（管理地区以外）

以下の行為について、あらかじめ**環境大臣への届出**を要し、届出をしてから30日経過するまで着手できない。
環境大臣は届出から30日以内であれば行為の禁止・制限、措置命令が可能。

- ・ 建築物等の新築、増築、改築
- ・ 宅地造成等の土地の形質の変更
- ・ 鉱物の採掘、土石の採取
- ・ 水面の埋立て、干拓
- ・ 河川、湖沼等の水位、水量の変更

※一部の目的・行為内容については、規制の適用除外あり

- ・ 環境大臣は、違反行為（条件・命令違反含む）をした者に対し、原状回復を命じることができる
- ・ 許可を受けた者・届出者に対しても、行為の実施方法の指示、報告徴収、立入検査の権限を有する

生息地等保護区の指定状況

現状と課題

- 生息地等保護区は平成4年の法制定以来、わずか7種を対象とする10か所（計1,489ha）の指定にとどまっている。
- 平成29年法改正により、指定の変更（区域の拡張等）、指定期間の設定を可能とする制度を導入し、基本方針において、対象種名を公表しない指定、監視地区のみの指定を可とすること等を明記されたが、いずれの制度も活用されていない。

生息地等保護区の指定状況（R8.7時点）



※指定が進まなかった理由は、

- 希少種情報の不足（優先して指定すべき場所の抽出が困難）
- 地権者の同意取得ほか、一連の手続が厳格で、多くの労力を要する
- 種や生息環境によっては、規制が過度となり得る

こと等によると分析

絶滅危惧種の分布と保護区域の指定状況

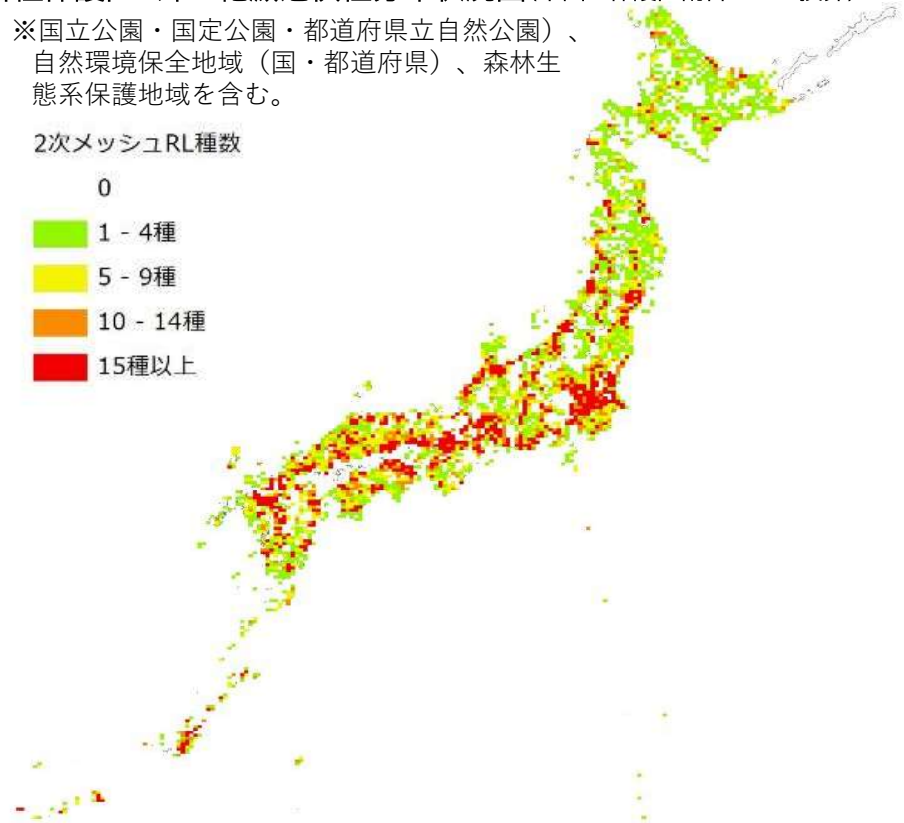
現状と課題

- 生息地等保護区域以外にも、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、自然環境保全地域（国・都道府県）及び森林生態系保護地域等、絶滅危惧種の生息・生育環境の保全に資する区域の指定制度が存在する。
- しかし、人の生活圏に近い平野部など、これらの保護区域外にも絶滅危惧種は広く分布している。
- その生息・生育地は潜在的に開発の影響を受けやすく、里地里山のような人による管理を要する二次的自然も含まれ、管理放棄による影響も受けやすい。

各種保護区※外の絶滅危惧種分布状況図(下図は保護区割合:50%換算)

※国立公園・国定公園・都道府県立自然公園)、自然環境保全地域(国・都道府県)、森林生態系保護地域を含む。

2次メッシュRL種数



保護区内／外の基準をメッシュ内面積に占める保護区割合50%とした場合

種数	保護区内 (メッシュ)	保護区内 (割合)	保護区外 (メッシュ)	保護区外 (割合)	総計 (メッシュ)
1-4種	241	13.7%	1,522	86.3%	1,763
5-9種	137	12.0%	1,001	88.0%	1,138
10-14種	52	10.3%	454	89.7%	506
15種以上	57	7.5%	708	92.5%	765

2. 開発行為等による希少種への著しい影響 の回避・低減について

国内希少野生動植物種の開発行為等による減少の背景



現状と課題

- 国内希少野生動植物種について、風力発電施設へのバードストライクや、太陽光発電施設の設置をはじめとする開発行為等による個体や生息・生育環境への影響が懸念されている。
- 事業者が希少種の生息/生育状況を把握せずに非意図的な開発等を行う場合、生息/生育状況を把握しても十分に配慮せず開発等を行う場合のいずれも考えられる。
- 現行法においては、土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たって国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない（第34条）。またその土地の利用の方法等について環境大臣が必要な指導及び助言ができる（第35条）。
- しかし、土地の利用と対象種の個体の死亡、傷害、繁殖の阻害又は生息・生育環境の悪化との間に相当な因果関係が認められる場合であり、助言又は指導に従わなくても、さらに履行を促す仕組みは設けられていない。

国内希少野生動植物種への影響が指摘された開発行為の事例

分類群	種名	環境省RL カテゴリー	種の保存法指定状況	影響を与えた開発の種別
鳥類	クマタカ	EN	国内希少種	風力発電（バードストライク）
鳥類	オジロワシ	VU	国内希少種	風力発電（バードストライク）
鳥類	オオワシ	VU	国内希少種	風力発電（バードストライク）
両生類	キタサンショウウオ	EN	特定第二種国内希少種	太陽光発電（生息地改変）
昆虫類	ベッコウトンボ	CR	国内希少種	埋め立て（生息地改変）
維管束植物	アマクサミツバツツジ	EN	国内希少種 (開発当時は未指定)	道路工事（生育地改変）

※新聞記事検索「G-search」において、特定のキーワードがタイトルに含まれる記事（検索期間は2017-2026、検索対象は「通信社・テレビ」「全国紙」「全国ニュース網」「地方紙」「専門誌」の5誌）を基に事例を収集。

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ 種の保存法関係



- 令和7年（2025年）12月に大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージが関係閣僚会議において決定された。
- その中で種の保存法についても、希少種保全に影響を与え得る開発行為について、事業者に対応を求める際の実効性担保等について検討することとされている。

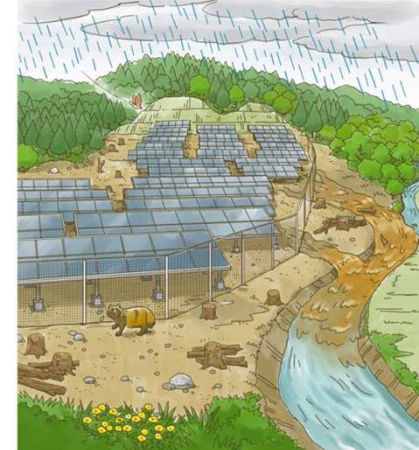
<概要>

○種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討

<本文>

○種の保存法の在り方の検討【環境省】

・希少種の保全上重要な生息・生育地を保全するため、生息地等保護区の設定を推進するとともに、希少種保全に影響を与え得る開発行為について、事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等について検討する（令和8年夏頃の検討会取りまとめ結果を踏まえ、必要な制度改正を実施予定）。



図：自然環境に負の影響を及ぼす太陽光発電事業（イメージ）



図：自然に配慮した太陽光発電事業（イメージ）

出典：太陽光発電における自然環境配慮の手引き（環境省）

3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進 について

希少種の生息域内・域外における保全の取組の方向性

現状と課題

- 2022年の昆明・モンリオール生物多様性枠組において、ネイチャーポジティブの達成が生物多様性分野における2030年までの世界目標となった。我が国の生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）においても同様の目標を掲げているところ。
- その種の本来の生息域の内外における保全を進める上で、地方公共団体や民間の企業、団体等による取組は不可欠となっており、国としても、種の保存法における規制や保護増殖事業、認定希少種保全動物園制度等を活用・改善しながら、様々な取り組みとの連携を進める必要がある。



二次的自然環境の保全における民間等の取組



現状と課題

- 我が国の希少種は原生的な自然に生息・生育する種に加え、草刈り、野焼き、水路や溜池の管理など人の手が入ることにより作出される**自然環境（二次的自然）に依存する種が多い**。
- こうした種の保全に当たっては、単純に開発行為に規制をかけるよりも、生息・生育環境を維持向上させる取組を継続的に行っていくことが必須であり、**取組の担い手となる民間団体等（NPO法人、大学、企業等）との連携や支援が重要**となっているが、**種の保存法における許可手続き等が民間参画の支障となっている**。

民間等による取組の例（二次的自然以外も一部含む）

○生物多様性保全推進支援事業による支援

国内希少野生動植物種の生息域内保全に資する事業として、直近10年において計**78事業**を採択。

例：ハナシノブの生育地再生（NPO法人）
ベッコウトンボの生息環境改善（任意団体）
休耕田活用によるタガメの保全（大学）
イヌワシ・クマタカの採餌環境改善（企業・森林組合・NPO法人）



○民間団体による自発的な取組

- ・国内希少野生動植物種について、少なくとも**28件**を把握（令和5年以降）
- ・うち**13件**では、保全対象種の調査等のため、種の保存法に基づく許可等手続を実施。

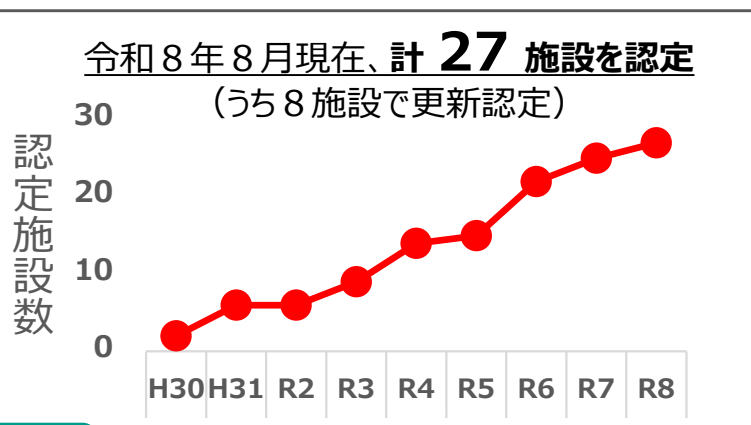
例：フサヒゲリカミキリの生息環境維持・拡大のための草刈・火入れ等
企業ビオトープを活用したアユモドキ繁殖の試行
アサマシジミ北海道亜種の食草生育促進のための草刈等
シナイモツゴ生息水域でのかいぼり



認定希少種保全動植物園等の認定状況

現状と課題

- **認定希少種保全動植物園等**は、希少野生動植物種の取扱いが種の保存に資するものとして**一定の基準を満たす動植物園等を環境大臣が認定**し、認定された動植物園等を希少野生動植物種の譲渡し等の規制が原則として適用除外とすることで、希少種の域外保全を促進するもの。
- 認定を受けた施設は、希少種の飼育・栽培や保全に取り組む施設のうち一部のみに留まっている状況。原因の一つとして、認定を受けた園館が有する公的機能が十分に認知されていないなど**認定メリットが見えにくい**ことが挙げられている。



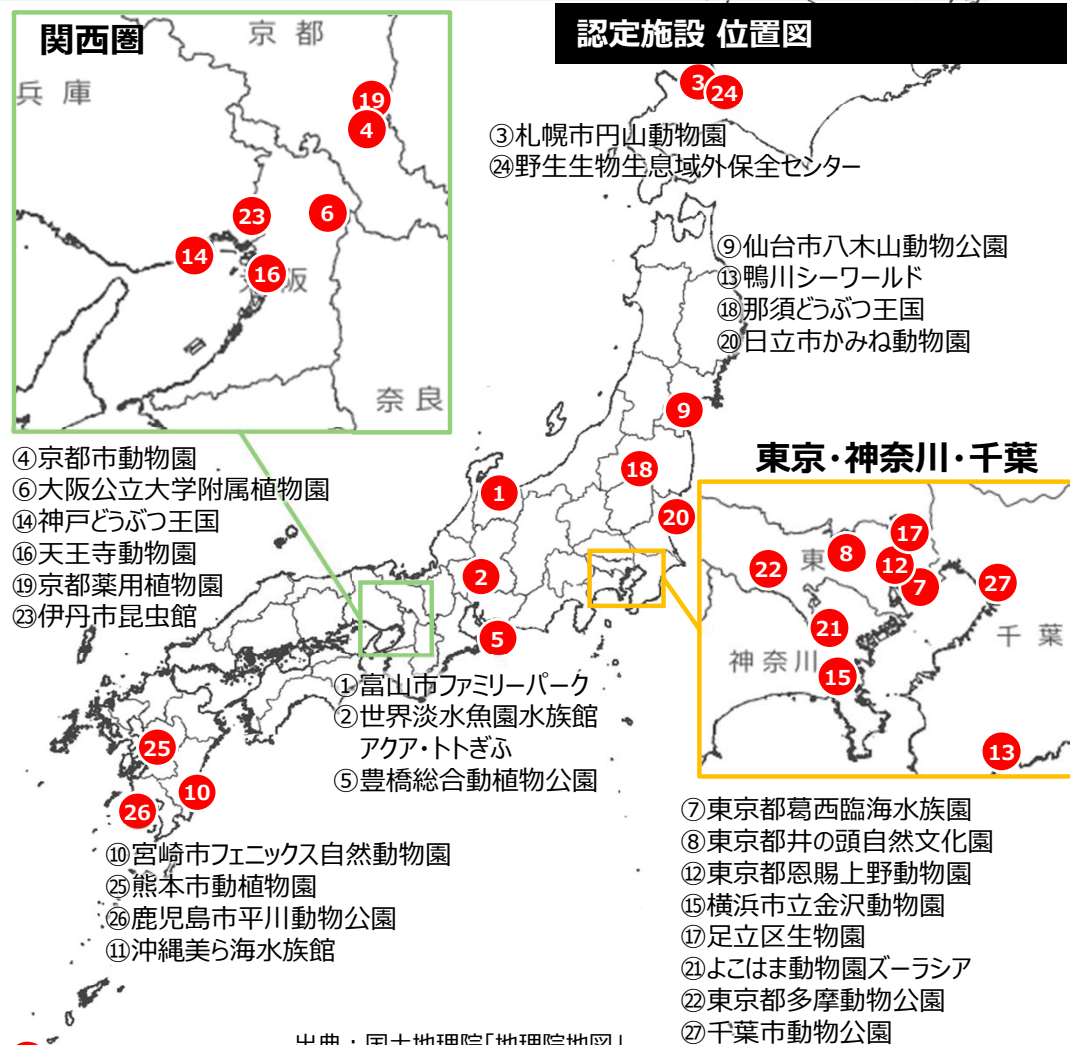
参考

環境省が実施したアンケート結果*では、
国内希少野生動植物種の飼育・栽培を実施：**97** 施設
(うち、何らかの保全取組を実施：**86** 施設)

希少種の飼育・栽培や保全に取り組んでいる施設のうち、認定希少種保全動植物園等に認定されているのは一部に留まる。

*以下4団体に加盟し、国内で動植物を飼育・栽培している300施設を対象に、令和6年12月～令和7年1月に環境省が実施したアンケートによる。
(回答数：137件、回答率：約46%)

- ・(公社)日本動物園水族館協会
- ・(一社)日本水族館協会
- ・(任意団体)全国昆虫施設連絡協議会
- ・(公社)日本植物園協会



出典：国土地理院「地理院地図」

認定希少種保全動植物園等制度の課題

現状と課題

- 現行法では認定園について、認定にあたっての許可申請に係る多量の書類の提出や、**5年ごとの認定の更新（法第48条の6）**、**定期報告（法第48条の7）**を義務付けており、加えて変更の認定（法第48条の5）等の手続きが求められることになる。
- こうした手続きにより、認定園等に相当の事務負担が生じている。生息域外保全に取り組む動植物園等の新規認定及び継続を促進する観点からも、認定後の手続きを合理化する必要がある。

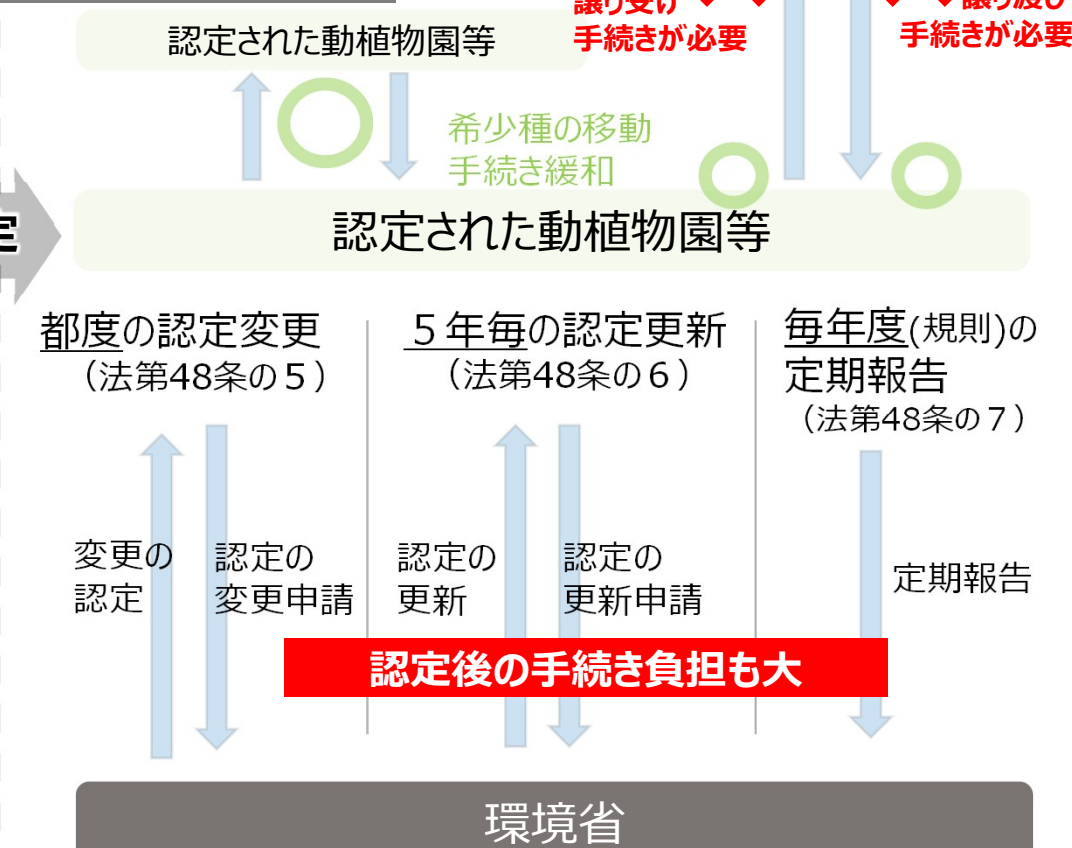
認定時の手続き



多量の資料準備

- ・飼育施設の詳細な図面の添付
- ・飼育する国内・国際希少種の全種について、個体の取得経緯や飼育等の管理計画の作成
- ・少なくとも一種以上について、生息域内保全にも取り組むことが必須
- ・飼育担当者の専門性を証明する書類 等々

認定後の手続き



4. 希少種保全に係る国と自治体との 連携強化について

種の保存法と都道府県条例の制度比較

現状と課題

- 多くの地方公共団体（都道府県、市町村）は、地域の生息状況、土地利用、産業活動、地域住民との関係等を把握に有利な立場を生かし、条例により独自の保全措置を講じている。
- 他方で、種の保存法と自治体の条例との制度的連携が位置付けられておらず、国と自治体との希少種に係る役割分担や効果的な連携の在り方が不明確であるという問題がある。

法律と都道府県条例で共通する制度

- ・捕獲等の禁止（36） ※（）内は該当都道府県数
- ・生息地等保護区の類似制度（35）
 - …全都道府県で計**65箇所（13）**が指定。
 - ※開発規制を伴う保護区制度が個別の種に紐づかない1県は除く。
- ・保護増殖事業の類似制度（32）
 - …全都道府県で計**117事業（17）**が実施。

法律と一部の都道府県条例で共通する制度

- ・譲渡し等の禁止（26） ※（）内は該当都道府県数
 - ※ただし条例では、規制対象を、違法捕獲された個体に限る例が多い。
- ・特定国内種事業の類似制度（8）
- ・緊急指定種の類似制度（1）

条例に基づく実際の保護区の指定状況及び保護増殖類似事業の実施状況（※1）

保護区指定箇所数	都道府県数	保護増殖類似事業実施数	都道府県数
10箇所以上	3	10事業以上	3
5～9箇所	2	5～9事業	4
1～4箇所	8	1～4事業	10
0箇所	20※2	0事業	13※2

※1 希少種保護条例制定済みの計36都道府県のうち、制度の活用状況について回答が得られなかった2県については、集計に含んでいない。

※2 当該制度を持たない自治体は集計から除く。

自治体へのアンケート・ヒアリング結果



＜都道府県・市区町村を対象としたアンケートの結果＞（令和7年10～11月に実施。一部のみ抜粋）

- 希少種保護条例を制定済みの自治体から寄せられた有効回答42自治体（都道府県：23、市町村：19）のうち、**22（52%）**の自治体が希少種保護条例に種の保存法上の根拠を「持たせるべき」または「条件次第では持たせるべき」と回答。主な理由として、「**予算や人員確保の根拠として**」が最も多く（4件）、次いで「**保全施策実施の根拠あるいは条例の正当性強化のため**」（3件）。
※「その他」の回答（33%、都道府県：11、市町村：3）においては、「判断が難しい」「どちらでも構わない」等の意見も多かった。
- 保護増殖事業の確認を受けていない理由として、43自治体（都道府県：14、市町村：29）が「事業に取り組んでいる種について国の保護増殖事業計画が策定されていない」を挙げていた。

＜都道府県・市区町村に対する個別ヒアリングの結果＞（令和8年5～7月に一部の自治体から聞き取りを実施）

- 国と自治体の役割分担の明確化や連携強化が進むこと、自治体の取組に法的根拠が得られることについて**評価する意見**がある一方、**新たな業務負担や既存制度への影響を懸念する意見**も多く、自治体の体制や地域の実情によって受け止めに差がみられた。
- 連携強化や法的根拠が得られることへの期待としては、「国内希少種について地域が主体となり保護区の指定や保護増殖事業を行える仕組みは有益」、「法律上の根拠は、予算・定員要求の重要な後押しになる」との意見があった。
- 人員・予算と業務増加への懸念としては、「人員・予算が限られており、新たな対応は難しい可能性がある」、「権限が付与されることで、外部から追加の対応を求められやすくなるなど、実質的な業務増加につながるのか」といった声が複数あった。
- 既存制度や地域の実情への配慮を求める声としては、「現行の条例で概ね対応できており、法律で新たな位置付けがなされても何が変わるのかイメージしにくい」、「法律への位置付けによって、条例の柔軟な運用が制約されないようにしてほしい」との指摘があった。
- そのほか、**国の保護増殖事業計画が未策定の種について、自治体が保全の取組をする上で種の保存法の手続きが負担になっている**との声が一部みられた。

5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化 について

国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の概要

- 種の保存法第4条第3項に基づき国際希少野生動植物種に指定された種は、**譲渡し等及び販売目的の陳列や広告が原則禁止**される（種の保存法第12条、17条）。
- **学術研究、繁殖、教育、生息状況又は生育状況の調査、その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的**である場合には環境大臣の許可を受けて譲渡し等を行うことができる（種の保存法第13条、種の保存法施行規則第6条）。
- 規制前取得個体等については、**個体等登録をすることで売買を含む譲渡し等及び販売目的の陳列や広告が可能**（種の保存法第20条）。登録において、一部の種の生体については、**個体識別措置**が必要。発行される登録票とともに譲渡し等しなければならない。

譲渡し等の禁止（法第12条）



販売・頒布目的の陳列、広告禁止（法第17条）



生体、はく製だけでなく、種によっては羽、牙等の器官、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。



■ 生体の個体等登録において個体識別措置が必要な種

対象種	個体識別措置
哺乳綱のうち、水生生物以外	マイクロチップ
鳥綱全種	マイクロチップ又は脚環
爬虫綱のうち、最大体長が一定の大きさ以上のもの	マイクロチップ
オオサンショウウオ属全種	マイクロチップ

➡ 個体等登録した生体は、登録票とともに譲渡し等することが必要



やむを得ない事情により譲渡し等が必要とされる事案

現状と課題

- 譲渡し等の規制を厳密に運用してきた一方、**長寿命種を中心に**、ペットとして長期間飼養されてきた個体について、飼養者の死亡、疾病、入院、破産等の**やむを得ない事情により**、**商業目的ではなく、個体の適正飼養の継続のために譲渡し等又は一時預かりが必要となる事案**が生じている。
- 今後、**高齢化社会や単独世帯の増加等**を背景として、飼養者が先に死亡する、又は疾病・入院・要介護化等により**飼養継続が困難となる事案が増加**することも懸念される。

■ 令和7年度 環境省への主な行政相談受付事案

※2025.12.25現在。

種名等	対応個体数	件数
ヨウム	4 個体	4 件
キエリボウシインコ	2 個体	2 件
コバタン	2 個体	1 件
オオキボウシインコ	1 個体	1 件
インドホシガメ	2 個体	2 件
クモノスガメ ヒラオリクガメ	計 2 個体 (各 1 個体)	1 件
マダガスカルホシガメ	1 個体	1 件
その他	1 個体	1 件
計	15 個体	13 件

令和7年度における占有者の高齢、死亡、疾病、経済状況等による譲渡しに係る主な対応件数

13件（15個体）

環境省に相談がある種は、鳥類やリクガメ等、長寿命な種が多い傾向。

■ やむを得ない事情により個体等譲渡し等が必要とされる事案のパターン

✓ パターン①

飼養者の**半永久的**な不在により残されたペットを世話をするために行われる場合（飼養者の死亡、病院・介護施設等への入居、ペットの遺棄等）

✓ パターン②

飼養者の**一時的**な不在にともない、飼養ペットの世話をするために行われる場合（出張、旅行等）

✓ パターン③

身辺整理のために行われる場合（高齢、認知機能低下、身体不自由等の事由）

生体の登録における個体識別措置に係る課題



現状と課題

- 個体識別が必要かつ可能な国際希少野生動植物種の生きている個体については、個体等登録において個体識別措置を行う必要がある。これにより個体と登録票との対応関係の徹底を図る制度となっている一方、施行状況評価報告では以下が制度上の課題としてあげられた。

- ① 個体識別が必要であるが技術的に困難な種について対応できていない
- ② 個体のサイズや老齢である等のやむを得ない事情によって個体識別措置（マイクロチップの挿入）が難しい場合がある

- これらの課題に対応するため、個体識別措置の代替措置について検討してきたが、**各手法に課題が存在し、現段階で導入は難しいと考えられる。**

※DNA識別は実用化に向けた研究の進展や事業化が期待される※¹

■ 個体識別措置の代替手法に関する実現可能性の評価※²

識別手法	主な特徴	技術的課題	実現可能性の評価
AI画像識別 (斑紋パターン等)	・ 非侵襲的手法 ・ 成長による変化を記録可能 ・ 虹彩等の不変部位での識別可能	・ 大量データによる基礎研究が必要 ・ 鳥類は外観判別が困難 ・ 撮影条件の標準化が必要 ・ 成長に伴う変化への対応（特にカメ類）	短期的な実現は困難 基礎研究に多大な費用負担
DNA識別	・ 高精度な個体識別 ・ 幼老に関わらず分析可能 ・ 全種で活用可能な汎用性	・ 良質なDNA採取方法の確立 ・ 遺伝子領域の探索が必要 ・ 登録更新時の再分析コスト	基礎研究に時間を要する 費用対効果の課題あり
マイクロチップ外部 貼付け (エポキシ樹脂等)	・ 低侵襲 ・ 装着が容易	・ すぐに脱落する可能性が高い ・ 取り外し、付け替え等の悪用の可能性	実用性に重大な課題あり
タトゥー・皮下色素 埋込み等	・ 永続的な識別が可能 ・ 外部から視認可能	・ 施術時の疼痛のリスク ・ 単純な模様の場合、偽造等の悪用の可能性	個体への負担と 偽造リスクの課題あり

※¹ 令和5年度希少野生動植物種の個体識別措置及び取引監視手法に関する課題調査等業務報告書

※² 令和6年度絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況等に関する会議の開催運営及び流通管理に係る課題調査等業務報告書

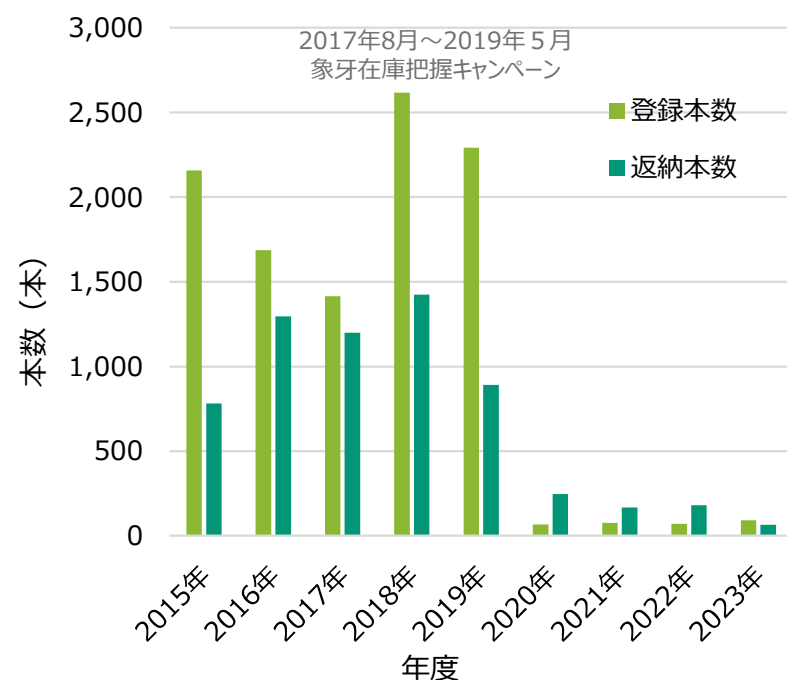
象牙の国内取引制度の現状について



現状と課題

- 平成29年（2017年）の種の保存法改正では、象牙製品等の譲渡し又は引渡しを行う事業者について届出制から登録制・更新制へ移行するとともに、事業者の表示義務や一定の大きさ以上のカットピース等に係る管理票制度等が導入され、事業者に対する管理が強化された。
- 令和元年（2019年）7月以降、個体等登録に当たり、放射性炭素年代測定結果等、規制前取得を客観的に裏付ける資料の提出を求めることとし、違法な全形牙の流通を防ぐための運用強化を実施。
- これらの制度・運用の強化により象牙取引の厳格な管理が図られてきた一方で、全形を保持した象牙の登録本数及び登録票の返納本数は運用強化後に大きく減少しているが、その要因については十分に明らかになっていない。
- 他方で、制度・運用の強化後も、表示義務や管理票制度の不遵守、管理票の対象外となる大きさまで象牙を切断して流通させる事案等が確認されている。

■ 全形牙の年間個体等登録本数・登録票返納本数



■ 特別国際種事業者の推移

